

資料29 長野県災害義援金配分委員会会則

長野県災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は長野県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織等)

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

- (1) 長野県
- (2) 長野県市長会
- (3) 長野県町村会
- (4) 日本赤十字社長野県支部
- (5) 長野県共同募金会
- (6) 長野県社会福祉協議会
- (7) NHK長野放送局

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

2 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課（災害対策本部室）に事務局を置く。

(意見の聴取)

第10条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

(附則)

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。